

品川区立児童遊園維持管理要綱

平成 8 年 5 月 14 日 区長決定 要綱第 46 号

改正 平成 20 年 8 月 7 日 区長決定 要綱第 115 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日 部長決定 要綱第 153 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日 部長決定 要綱第 89 号

改正 平成 27 年 2 月 3 日 部長決定 要綱第 67 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、「品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例」(平成 8 年品川区条例第 35 号以下「条例」という。)第 10 条に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号において掲げる用語の意義は、それぞれ次の当該各号に定める。

- (1) 防災広場 児童等区民の遊び場および地域防災活動の用に供するため設置する広場
- (2) 水辺広場 臨海地域および水域において区民の利用に供するため設置する広場
- (3) 開放広場 期間を限定し、児童の遊び、区民のスポーツに供するため設置する広場

(児童遊園の施設)

第 3 条 条例第 6 条に定める児童遊園の施設は、都市公園法第 2 条第 2 項で定めるものをいう。

(委 任)

第 4 条 この要綱の施行について必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則 平成 20 年 8 月 7 日から適用する。

付 則 平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 平成 27 年 4 月 1 日から適用する。